

最低制限価格について

建設工事等を取り巻く環境が極めて厳しい状況の折、低価格での入札によるダンピング受注は、不適切工事、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底及び公共工事の品質の確保に支障が生じ、また、適正価格での契約を推進するために、町では「最低制限価格制度」を導入します。

1. 対象とする入札及び見積

建設業法第2条第1項に規定のある建設工事で、御代田町が発注する落札予定額が130万円を超える全ての工事を対象とします。

2. 最低制限価格が設定された場合の周知方法

指名競争入札・・・入札通知書に記載

随意契約・・・見積通知書に記載

3. 導入の時期

平成22年4月1日以降の入札及び見積の指名通知から適用します。

4. 落札者又は落札候補者

① 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札及び見積した者の内、最低の価格者を落札者又は落札候補者とします。

② 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者又は落札候補者となりません。

③ 失格者は、当該対象入札及び見積に係る落札者がいない場合における再度の入札及び見積に参加できません。

5. 最低制限価格の算出方法

① 最低制限価格は、次に掲げる費目ごとに算出した額（1円未満切捨て）の合計額です。

- ・ 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ・ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
- ・ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

② 上記①により算出された価格が、落札予定額の10分の8.5を超えるときは10分の8.5の額とし、3分の2に満たないときは3分の2の額となります。

③ 上記①及び②の規定にかかわらず、特別なものについては、落札予定額に10分の8.5を乗じて得た額から3分の2を乗じて得た額までの範囲内の額とすることができます。

最低制限価格制度による入札を執行した場合の落札例

(例) ○○○工事の入札を執行しました。

- ・ 予定価格が1, 500万円、最低制限価格が1, 200万円
- ・ 入札参加者はAからEによる5社により、下記の状況で応札がありました。

○○○工事の入札結果
⑤ A社・・・1, 600万円 (対象外)
予定価格 1, 500万円
④ B社・・・1, 500万円
③ C社・・・1, 400万円
② D社・・・1, 200万円
最低制限価格 1, 200万円
① E社・・・1, 100万円 (失格)

- ・ A社は予定価格を超えているため対象外です。
- ・ B、C、D社が落札可能な金額の範囲内にあり、最低価格での応札者であるD社が落札者となります。
- ・ E社は最低制限価格を下回ったため失格となります。